

2023年4月7日(水)

EIPS事務局

**【EIPSからの情報提供 Vol. 52】**  
**フィリピンによるRCEP協定の批准について**

去る4月3日(月)に、フィリピンが地域的な包括的経済連携(RCEP)協定批准のための国内手続を終了し、批准書を寄託しました。これにより、RCEP協定はフィリピンに対し、2023年6月2日に効力を生ずることとなります。

詳細につきましては、以下のページ(外務省報道発表へのリンク)をご覧ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6\\_001473.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001473.html)

RCEP協定については、2022年1月1日に日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ及びベトナムの10カ国の間で発効しており、また韓国に対しては同年2月1日に、マレーシアに対しては同年3月18日に、インドネシアに対しては2023年1月2日にそれぞれ発効しております。

**(以上)**